

資料12

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年 8月 6日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 8月 7日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年6月19日)

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 選手村 NOC/NPC サービスセンターその他仮設整備工事

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意のとおり、本工事は、仮設等のインフラ整備であり、組織委員会負担のプレハブ・テント（オーバーレイ）を除き、東京都の負担である。 (令和2年6月16日 契約変更の再確認に伴う追記) ● なお、延期に伴う追加経費等の取り扱いは、現時点で未定である。 ● 宿泊棟等の既に工事が完了している施設における仮囲いの設置及び点検業務等の維持管理に係る経費は、オペレーション等に係るものとする。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、経費負担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うことになっている。 ● また、整備に当たり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC及びIPC等の要求を反映した施設整備とコスト縮減が可能である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件に位置づけられた施設であり、選手及びチーム関係者に大会情報を提供する他、相談窓口となるNOC/NPCサービスセンターやセキュリティ上必要となるフェンス等を整備するもので、不可欠な事業である。 (令和2年6月16日 契約変更の再確認に伴う追記) ● 宿泊棟等の仮囲いの設置及びその点検について、第三者の侵入防止など長期の維持管理を行うために必要なものであることを確認した。 ● 工事一時中止期間中における既設置物の日常点検・報告について、対象工作物の安全性を日常的に確保するために必要なものであることを確認した。 	

効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件における基準寸法要件に従い、適正な規模の計画となっている。 ● 既存施設の有効活用や駐車場計画の見直しなどにより、一貫してコスト縮減に取り組んでいる。 <p>(令和2年6月16日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮囲いの設置によって、より効果的に維持管理業務の実施が図られることを確認した。 ● 維持管理の対象物を熟知している受注者が業務を行うことで、業務体制の効率化が図られることを確認した。 ● 延期に伴い生じる関係機関との協議に関する業務は、出来高払いとし、必要最低限の実施とすることを確認した。なお、出来高については、成果品等の確認により適正に実施されたことを確認するものとする。 	
納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模や仕様、配置等については、過去大会の事例を参考に、IOC、IPCの意見等を調整、反映されたものであることを確認した。 ● 積算にあたっては、東京都の定める積算基準により、標準単価や建設資材定期刊行物による単価に基づき積算されていることを確認した。 <p>(令和2年6月16日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 確認時点では変更内訳資料等の確認ができていないことから、契約変更時にあらためて確認するものとする。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、仕様書、内訳書を確認し、公費負担の対象として適切であることを確認した。 ● 本件工事費がV3予算内に収まっていることを確認した。 <p>(令和2年6月16日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。また、延期に伴う追加経費等については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。